

令和5年度
普通交付税算定結果

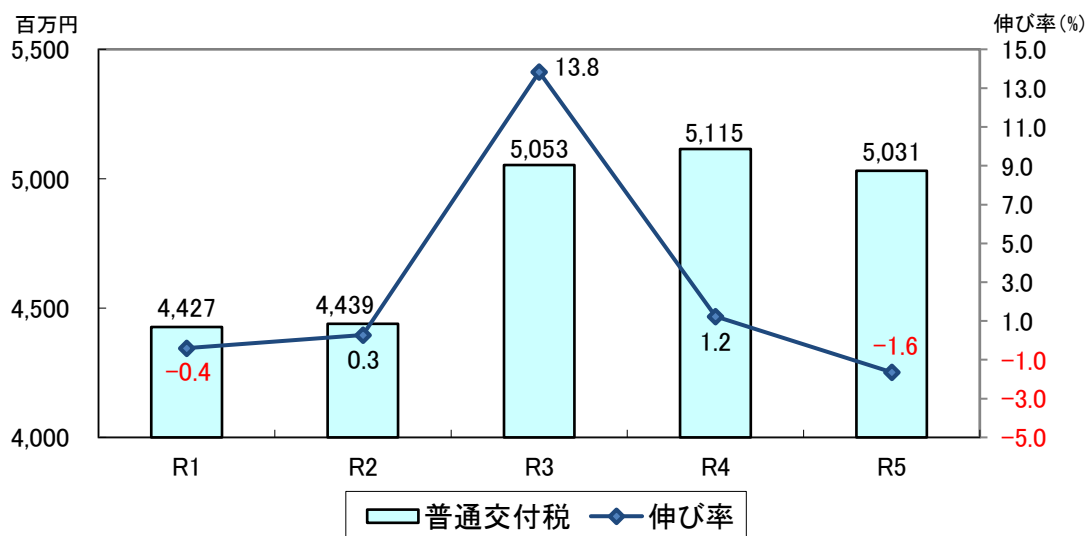
令和5年8月
海津市総務部企画財政課

1. 海津市の交付決定額

令和5年度の本市の交付決定額は、5,030,648千円で令和4年度と比較して-84,157千円、1.6%減となりました。交付決定額が減少した主な要因として、令和4年度に限り創設された「臨時経済対策費（93,098千円）」の皆減により、基準財政需要額が減少しました。

地方交付税の額の算定の特例である合併算定替は令和元年度で終了し、令和2年度からは一本算定による算定となっています。

海津市の決定額の推移



【M e m o ②】普通交付税交付決定額

普通交付税の交付決定額は、以下の算式により決定されます。 ※ ()内は令和5年度算定額 単位：千円

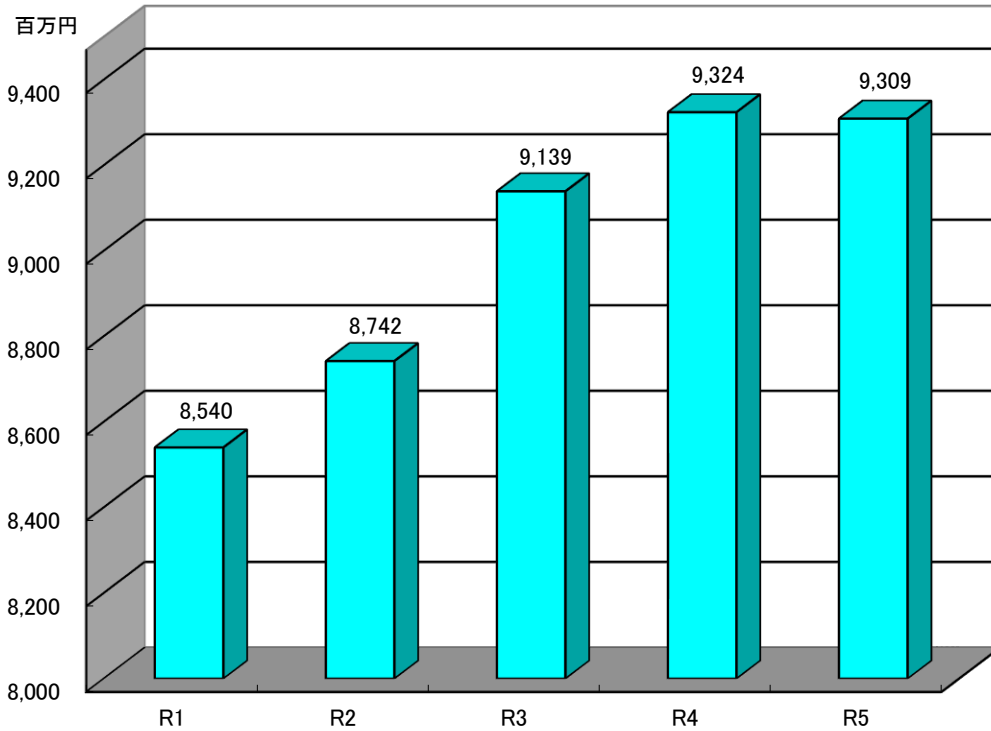
基準財政需要額 (9,308,730) 内、錯誤措置額 (0)	個別算定経費	(6,546,115)					
	+						
	地域の元気創造事業費	(130,938)					
	+						
	人口減少等特別対策事業費	(181,863)					
	+						
	地域社会再生事業費	(167,817)					
	+						
	地域デジタル社会推進費	(75,880)					
	+						
公債費	(1,364,041)						
+							
包括算定経費	(915,487)						
-							
臨時財政対策債発行可能額	(73,411)						
-							
基準財政収入額	(4,273,885)						
内、錯誤措置額	(0)						
=							
交付基準額	(5,034,845)	-	調整額	(4,197)	=	交付決定額	(5,030,648)

2. 基準財政需要額の推移

令和5年度、本市の基準財政需要額（一本算定、臨時財政対策債振替後、錯誤措置後）は、9,308,730千円で、令和4年度の9,324,011千円と比較すると、-15,281千円、0.2%の減となっています。

基準財政需要額の算定において減少した費目は、「社会福祉費」、「清掃費」、「地域振興費（人口）」で、要因として「社会福祉費」は、公立幼保連携型認定こども園の在籍児童数減少に伴う密度補正の減、「清掃費」は、平成19年度地方債の理論算入率の減に伴う事業費補正の減、「地域振興費（人口）」は、人口急減補正積算に係る還元率の減に伴う人口急減補正の減によるものです。

基準財政需要額の推移



※R1 合併算定替（臨時財政対策債振替後、錯誤措置後、縮減後）の金額

【Memo③】基準財政需要額

基準財政需要額とは、各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第11条の規定により算出した額です。その算定は、各行政費目に設けられた「測定単位」に必要な「補正」を加え、定められた「単位費用」を乗じた額が基準財政需要額となり、最後に各行政費目の基準財政需要額を合算します。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}} \times \boxed{\text{単位費用}}$$

※ 基準財政需要額は、各団体の支出の実績（決算額）や予算額ではありません。地方交付税は、各団体の財源不足額を衡平に補てんすることを目的として交付されるものですので、仮に具体的な実績額をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることとなり、不公平な結果となります。したがって、基準財政需要額は、団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されます。

例) 本市の道路橋りょう費（延長）の基準財政需要額（海津市一本算定） 令和5年度と令和4年度比較

令和5年度	<測定単位①>	<補正係数②>	<単位費用>	<需要額>
	1,134km	1.374	189,000円	294,462千円
令和4年度	<測定単位①>	<補正係数②>	<単位費用>	<需要額>
	1,133km	1.374	190,000円	295,830千円

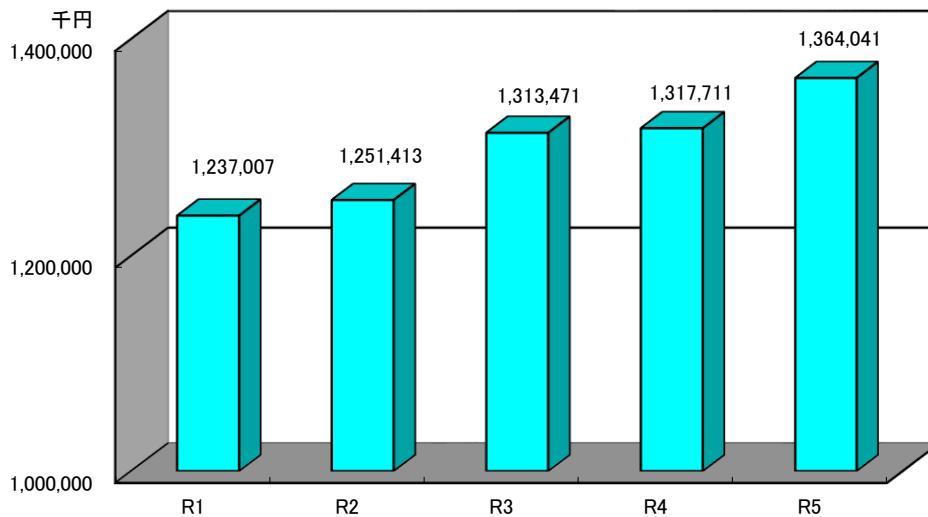
※①×②=測定単位未満四捨五入
補正係数：普通態容補正、投資補正、事業費補正の計

3. 公債費

令和5年度、本市の普通交付税算定上における公債費の需要額は、1,364,041千円で、令和4年度と比較し、46,330千円、3.5%の増となっています。

主な要因は、合併特例債償還費が61,757千円、10.8%の増となったことに加え、旧平田町地域が一部過疎地域に指定されたことを受け、令和4年度に新たに借り入れた過疎対策事業債の償還開始（過疎対策事業債償還費1,239千円、皆増）によるものです。

公債費の需要額の推移



【Memo④】地方債の交付税措置

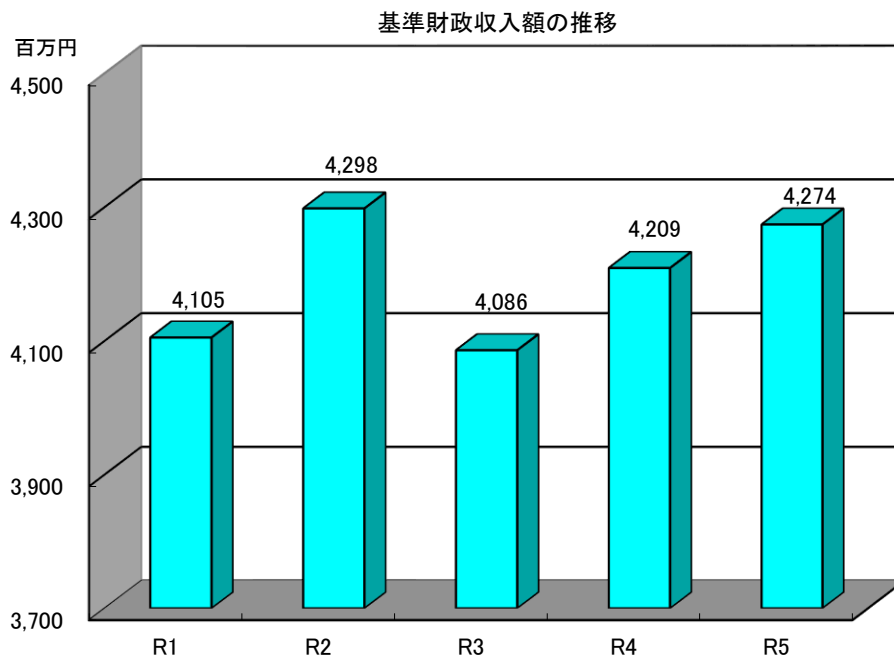
地方債の交付税措置には大きく分けて、事業費補正係数を算出するための理論算入方式と元利償還金をもとの需要額を算出する実額算入方式があります。

本市の算定において理論算入されている主な地方債には、道路橋りょう費の臨時地方道路整備事業債、小学校費の義務教育施設整備事業債、下水道費の下水道事業債、清掃費の一般廃棄物処理施設整備事業債等があります。

実額算入方式によって交付税措置される地方債には、災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債等があります。また、地方債ごとに単位費用（元利償還金に対する算入率）が異なります。災害復旧費が最も高く、1,000円に対して950円（算入率：95%）で、合併特例債償還費は700円（算入率：70%）などとなっています。

4. 基準財政収入額の推移

令和5年度、本市の基準財政収入額（錯誤措置後）は、4,273,885千円で、令和4年度と比較して、64,679千円、1.5%の増となっています。主な要因としては、「地方消費税交付金」が地方財政計画の計上額の伸びによる増、「市町村たばこ税」が、売渡し本数の増加による増、「配当割交付金」が、算定に用いる乗率の増加による増となっています。



※R1 合併算定替（錯誤措置後）の金額

【Memo⑤】基準財政収入額

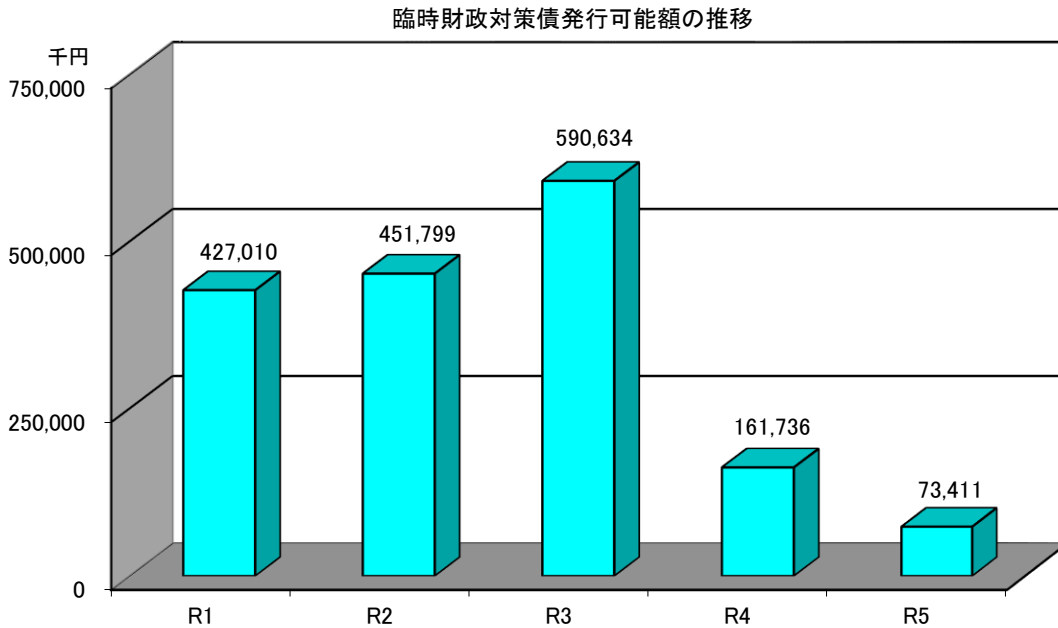
基準財政収入額とは、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第14条の規定により算定した額です。具体的には、標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

- 基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、標準税率に算入率を乗じて算定しています。（したがって、団体が超過税率若しくは軽減税率を採用している場合も標準税率を用いて算定しています）
- 算入率を用いているのは、団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源のかん養に対する意欲を失わせないようにするためです。
- 算入率：75% ～ 地方税、税交付金、市町村交付金、地方特例交付金（減収補てん）
算入率：100% ～ 税源移譲相当額（個人住民税）、税率引上げによる増収分（地方消費税交付金）、地方譲与税、交通安全対策特別交付金
- 交付税対象外 ～ 法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
- 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とかい離が生じても精算は行われませんが、一部の税目については特例として精算制度が設けられています。これは、税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補てん債により、算定額と実績額の差が是正されます。発行された減収補てん債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入されます。

5. 臨時財政対策債発行可能額の推移

令和5年度、本市の臨時財政対策債発行可能額は、73,411千円、令和4年度と比較して、-88,325千円、54.6%の減となっています。



【M e m o ⑥】臨時財政対策債

- 平成12年度まで：地方交付税交付額の財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担
- 平成13年度から：財源不足のうち、建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余を国と地方が折半して補てん
 - ・国負担分 国の一般会計からの加算により補てん措置
 - ・地方負担分 地方財政法第5条の特例となる地方債（「臨時財政対策債」）により補てん措置
- 臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入
- 臨時財政対策債は、投資的経費以外の経費にも充当可能（赤字地方債）

【M e m o ⑦】実質的な交付税額

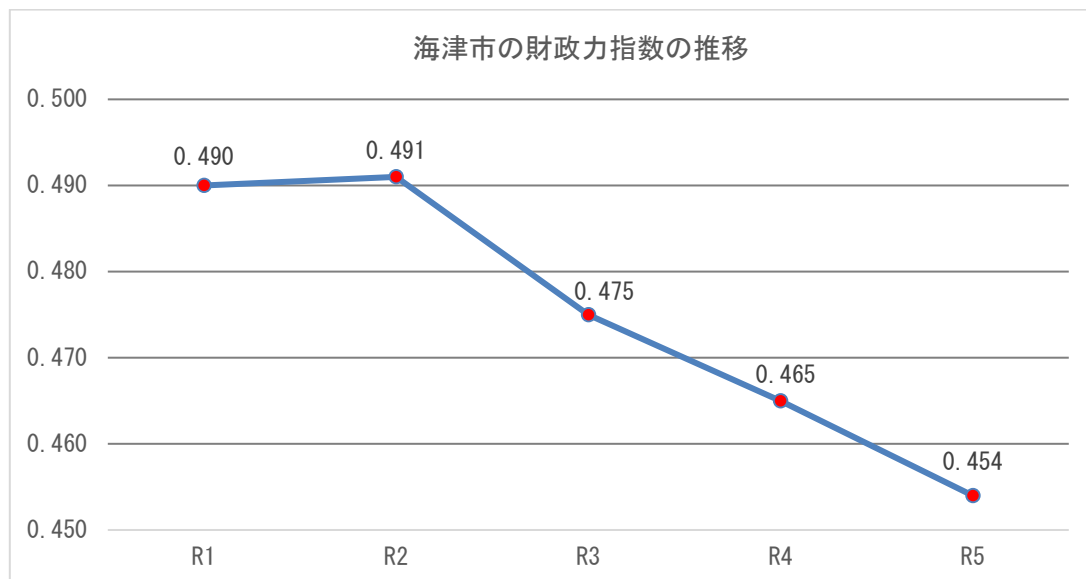
臨時財政対策債は地方債の一種で、普通交付税として交付すべき財源が不足した場合に普通交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体自ら地方債を発行するものです。

形式的には、その自治体が地方債を発行する形をとりますが、償還に要する費用は、後年度の普通交付税で措置されるため、普通交付税の代替財源とみて差し支えありません。つまり、交付決定額と臨時財政対策債発行可能額が、実質的な地方交付税であると考えられます。

令和5年度、本市の実質的な交付税額は5,104,059千円で、令和4年度と比較し、-172,482千円、3.3%の減となっています。

6. 財政力指数の推移

令和5年度の普通交付税算定の結果、財政力指数は0.454となり、令和4年度と比較して0.011ポイントの減となりました。



※一本算定（再算定があった年度は再算定後、錯誤措置後）による

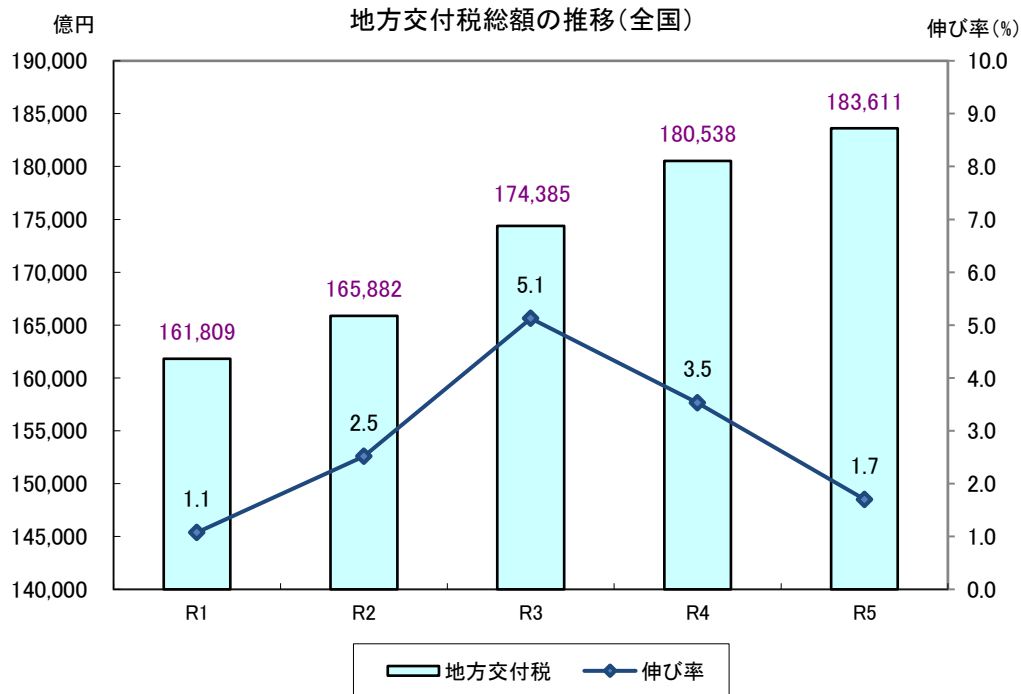
【Memo⑧】財政力指数

財政力指数とは、全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

例えて言うと、ある団体が、標準的な税制による歳入で標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したものです。この数字が「1」を越えていれば、その団体は、自分の団体の標準的税收などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることとなります。

7. 地方交付税総額の推移

令和5年度の地方交付税の総額（いわゆる「出口ベース」）は、18兆3,611億円で、前年度と比較し、+3,073億円、1.7%の増となっています。

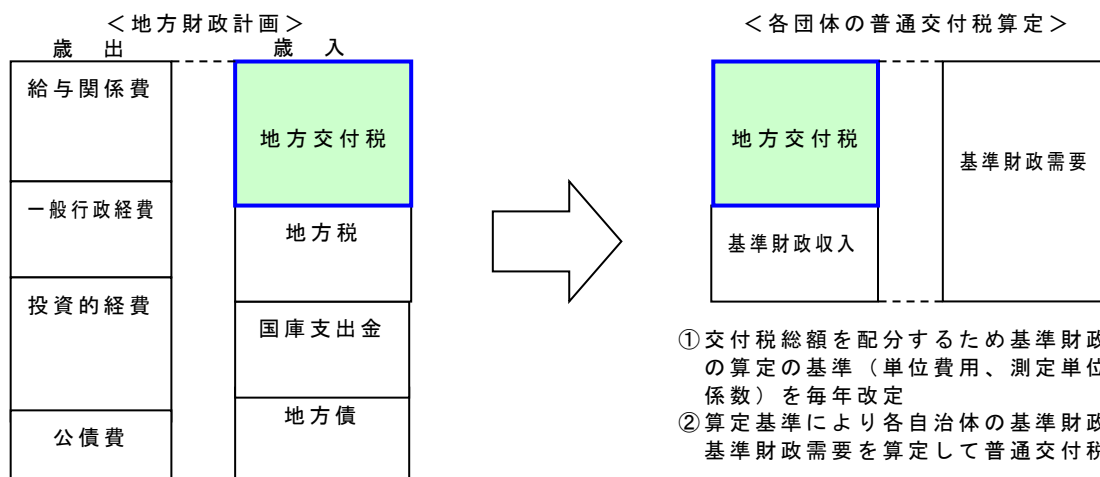


【Memo①】交付税総額

交付税総額は、地方財政計画を通して決まります。

○令和5年度地方財政計画 歳出歳入額：92.04兆円（前年度比：1.6%増）

地方交付税額：18.36兆円（前年度比：1.7%増）



① 団体(47都道府県、約1,700市町村)の歳出歳入を見込み、歳出歳入ギャップを見積る

② 歳出歳入ギャップを補てんするため、法定税率分(※)に加え一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額 ⇒ 交付税総額の決定

- ① 交付税総額を配分するため基準財政需要額の算定の基準(単位費用、測定単位、補正係数)を毎年改定
- ② 算定基準により各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

※普通交付税法定税率

- ・所得税収：33.1%
- ・法人税収：33.1%
- ・酒税：50%
- ・消費税収：19.5%
- ・地方法人税：100%

8. 普通交付税算定のポイント

(1) 看護、介護、保育等の職員の処遇改善

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」に基づく、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について算定。

対象者については、看護職員（地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務するもの）、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭。

(2) 児童相談所の体制強化

児童虐待防止対策の強化を図るため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名、それぞれ増員するために必要な経費を算定。

(3) 保健所等の体制強化

次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員するために必要な経費を算定。

(4) 地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ地方財政計画において増額された700億円を算定。

(5) 地域社会のデジタル化の推進

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の増額分（500億円）について、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映。

(6) 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和4年度算定から増加。

道府県分・・・道府県民税所得割、法人事業税、地方消費税

市町村分・・・市町村民税所得割、固定資産税、地方消費税交付金